

平成 30 年(2018 年)10 月 4 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県行政経営改革委員会  
委員長 (真山 達志)

行政経営に係る方針について (答申)

平成 29 年 12 月 25 日滋行経企第 129 号で諮問されたこのことについて、当委員会で審議の結果、別添のとおり「滋賀県行政経営方針案」を取りまとめましたので答申します。

なお、当方針の策定および推進に当たっては、下記事項に配慮願います。

記

- 1 方針案に掲げる経営理念「対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現のために」および「見える」、「攻め」、「多様性」の 3 つの視点に基づき、先駆的・重点的な取組を進め、「2030 年に向けて目指す 5 つの県庁の姿」の早期実現に努めること。
- 2 多額の財源不足に対応するため、当方針の策定に当たっては、健全な危機感を持って、歳出のみならず歳入の面からも収支改善目標額を設定するとともに、対応策を明記すること。  
健康経営の理念を継承し、職員一人ひとりが、やりがいを持って前向きに仕事ができる環境整備に取り組むこととし、「県財政の健全化」と「健康経営の実現」の「二兎を追う」こと。
- 3 取組を着実かつ迅速に進めるためには、職員一人ひとりが、当方針の趣旨等を理解し、行動に移すだけではなく、県民の理解を得ることが非常に重要であることから、理解を得るための努力を粘り強く最大限行うこと。その際、当方針の趣旨等を端的に表した副題を付けるなど県民や職員に分かりやすく周知することも検討されたい。